## 「今後の原子力政策の方向性と実現に向けた行動指針(案)」について

公務のため本日の会議に出席できませんので、今回示された行動指針(案)について次のとおり意見書を提出します。

- ・運転期間延長については、今回追加された「制度化に向けては、政府の責任の下で総合的に対応を進める」(資料4:p8)との方針に基づき、国民の安全・安心が確保できるよう、規制委員会と経済産業省が制度の具体化について、今後、目に見える形でしっかり議論し、運転期間延長の考え方と、その間の安全性の確保について、政府が一体となって見解を示し、国民に分かりやすく説明していく必要がある。
- ・設備利用率の向上に関しては、効率化だけでなく、現場の安全が継続的に確保されることが重要だが、現実には発電所の現場において事業者の保守管理上の様々なトラブルが発生している。運転サイクルの長期化や定期検査の効率的実施等の導入については、事業者と規制当局との十分な議論のうえ、安全規制に責任を有する国が厳正に安全性を確認する考え方を明確に示すべきである。
- ・次世代革新炉に関しては、「原子力発電所の建設や安全対策に係る投資を対象とする電力市場制度の在り方の検討・具体化」(資料4:p10)が例示を含め追加されたが、今後の具体化にあたっては、確実に安全性が担保されるような投資がなされる制度としていくことが重要である。
- ・使用済燃料対策については、「国による、地域の理解確保等に係る前面に立った主体的な対応」(資料4:p14)と記載されており、政策当事者である国が、計画に基づき具体的に前に進めていくことが重要である。
- ・クリアランス対象物については、「福井県嶺南Eコースト計画等のリサイクルビジネスの組成との協働やサポートの強化」(資料4:p16)と記載されている。福井県での取組は国のリーディングプロジェクトであり、規制当局との対話、フリーリリースの早期実現など、ビジネスの前提となる事業環境の整備が必要である。
- ・これまで、原子力の必要な規模とその道筋など、原子力の将来像を明らかにするよう求めてきている。この行動指針はその道筋の具体化につながるものであり、今後決定される行動指針の内容を踏まえ、必要に応じ、エネルギー基本計画を見直すことが重要と考える。